

保護者様

大阪市立田辺中学校
校長 井寄 芳春

令和 8 年度（2026 年度）就学援助制度（早期 2・一般・随時）について

大阪市では、お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校に通学し、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

申請を希望されるご家庭におかれましては、「令和 8 年度（2026 年度）就学援助制度のお知らせ（早期 2・一般・随時）」（以下、「お知らせ」）をお読みいただき、下記の提出書類を申請期間内にご提出ください。

なお、「お知らせ」について、ルビ入りが必要な方は別途お申し出ください。

また、すでに早期 1 申請でのご申請がお済みの方は、再度ご提出いただく必要はございません。

記

1 申請期間（受付：平日の 8:30～17:00）

申請区分	申請期間	申請理由	審査結果の通知時期
早期 2(書類審査)	3 月 2 日(月)～3 月 12 日(木)	①～⑪	5 月末日予定
一般 1(税情報利用)	3 月 2 日(月)～5 月 12 日(火)	①・⑫	8 月末日予定
一般 2(書類審査)	3 月 2 日(月)～6 月 30 日(火)	①～⑫	8 月末日予定

2 提出書類（提出前に各チェック項目をご確認ください。）

<input type="checkbox"/>	『令和 8 年度(2026 年度)就学援助申請書兼世帯状況票』 (用紙は「お知らせ」に挟んでいます。「お知らせ」P.6 の記入方法をあわせてご参照ください。)
	<input type="checkbox"/> 申請理由が②で住宅形態が「借家等」の場合は「賃貸借契約書の写し等」を添付してください。 (「お知らせ」P.6 をご参照ください。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請理由が①・④・⑤・⑧・⑫で申請者が「ひとり親」の場合は、「配偶者がいないことを証明する書類」を添付してください。(「お知らせ」P.3 をご参照ください。)
	<input type="checkbox"/> 『申請理由を証明する書類』(一般 1 申請の場合は税情報利用による所得審査のため不要) (申請理由によって、証明する書類が異なります。「お知らせ」P.2 をご確認ください。)
	<input type="checkbox"/> 就学援助申請書兼世帯状況票の裏面にステープラーなどで留めてください。

3 提出先

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺 4-7-24 大阪市立田辺中学校 事務室

申請書等には、たいへん重要な個人情報が含まれています。保護者の方が持参または郵送にてご提出ください。

新小学1年生・新中学1年生のご家庭は、入学予定の小学校・中学校へ提出してください。

※ 新中学1年生（現小学6年生）で、下記に記載の小学校から中学校へ入学する場合は、3月31日までは在学中の小学校に提出することができます。

※ きょうだいが下記に記載の小・中学校のどちらにも在学する場合、きょうだい分をどちらか一方の学校にまとめて提出することができます。その際、申請書類は小学校分・中学校分それぞれに作成してください。

小学校	桑津小学校、北田辺小学校、田辺小学校、南田辺小学校、育和小学校、今川小学校
中学校	田辺中学校、東住吉中学校、白鷺中学校

裏面も必ずお読みください。

4 お問い合わせ先

申請に関してご不明な点等がありましたら、申請書類を提出される学校または学校運営支援センターへお問い合わせください。

本校へ申請書類を提出される場合は以下のとおりです。

【お問い合わせ先】

大阪市立田辺中学校 事務室 就学援助担当	☎ 06-6692-0117
学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）	☎ 06-6115-7653

5 その他留意事項

【申請関係】

- (1) 既に「早期1申請」で申請がお済みの方は、再度ご提出いただく必要はありません。
- (2) 7月1日以降についても「随時申請」として申請することができます。ただし、随時申請の場合、認定日は申請日以降となるため、4月にさかのぼることはできず、援助費は認定日以降の物品・事業のみが支給対象となります。
- (3) 小学校と中学校のきょうだい分をまとめて申請される場合、申請書は学校ごとに作成してください。証明書類は、どちらか一方に原本を添付し、もう一方にはコピーを提出してください。
- (4) 証明書類の添付もれ、不備（書類全体がコピーされていない、年度が古いなど）にご注意ください。
- (5) 学校担当者が申請書類を受け付けた際は「受領書」をお渡しします。（郵送でご提出された場合でも、受領書をお渡しします。）万が一、申請書を提出しても受領書が発行されない場合がありましたら、お手数ですが、提出先の学校事務室までご連絡ください。
- (6) 申請後に、申請書の内容に変更があった場合（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）、速やかに申請書を提出された学校へお申し出ください。

【結果通知関係】

- (1) 認否結果は、「早期2申請」については5月末ごろ、「一般1・2申請」については8月末ごろに、教育委員会から申請書に記入された住所に郵送されます。
随時申請の場合は、書類不備がない場合、教育委員会受理後30日以内に、申請書に記入された住所に郵送されます。

【支給関係】

- (1) 援助の内容は、「お知らせ」P.8をご参考ください。
- (2) 認定後の就学援助支給日・支給額につきましては、お子さまの通学されている学校から後日お知らせいたします。
- (3) 事実ではない理由による申請は、虚偽・不正や資格がないなどが明らかとなった場合や、支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合に、認定を取り消した上、就学援助費を返還していただくことがあります。